訂正とお詫び

【本試験モデル答練】のご受講をありがとうございます。

さて、解説の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。 誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しく お願い致します。

【ファイナル編 第1回(択一1午前科目)】

頁数	場所	誤	正
問 題 P 21	第21問1 右記のと おり差替	尊重するとともに、その年齢及び	育をするに当たっては,子の人格を 発達の程度に配慮しなければならず, 全な発達に有害な影響を及ぼす言動
解 説 P 21	第21問1 右記のと おり差替	の人格を尊重するとともに、その ばならず、かつ、体罰その他の子 及ぼす言動をしてはならない(82 「親権を行う者は、監護及び教育	護及び教育をするに当たっては、子年齢及び発達の程度に配慮しなけれ の心身の健全な発達に有害な影響を 1一令和4年12月16日施行)。なお、 に必要な範囲内でその子を懲戒する する規定(旧民法822条)は削除さ